

道州制特区推進本部における意見陳述発言骨子(案)

平成 19 年 1 月 29 日

石 井 岡山県知事

- 「道州制特別区域基本方針」については、その根拠となる「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」の可決成立以前から、全国知事会としては、2 回にわたる緊急アピールを出すなど、北海道における道州制特区の取組を強く支援してきたところ。

また、同法の可決成立²は、多くの関係各位のご努力の賜物と受け止め、地方分権推進に向けてのステップとなるものと評価している。

- 今後は、地方分権の一層の推進を図る観点から、さらなる権限移譲の推進や運用の改善について検討を行っていく必要があるが、この基本方針が、そうした地方分権のための道州制特区の推進に向けたものとなるよう、願っている。

- なお、道州制については、国レベルにおいて道州制の導入に向けた動きが本格化する中、一昨年 7 月に道州制特別委員会を設置し、活発に議論を重ねた結果、去る 1 月 18 日の全国知事会議において、「道州制に関する基本的考え方」をとりまとめ、全国知事会としての立場を明らかにしたところ。

- この中で、「道州制は地方分権を推進するためのものである」、「地方自治体は道州と市町村の二層制とする」、「国と地方の役割分担を抜本的に見直し、中央省庁そのものも解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものである」等の 7 つの基本原則を明示したが、今後、この考え方を基に全国知事会としても更に詳細な検討を重ねてまいる所存であり、また政府におかれても、この基本原則の趣旨を十分に踏まえた御議論をお願いしたい。